令和８年１０月
東京都道路整備保全公社

受注者の皆様へ

建設現場に設置する「快適トイレ」の導入についてのお知らせ（改定）

東京都道路整備保全公社では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みを進めております。その一環として、建設現場の仮設トイレについて、道路事業における土木工事を対象に、快適トイレ(1)を導入しています。快適トイレを導入することによって、男女ともに入職しやすい環境がつくられます。また、レンタルが中心の仮設トイレが快適トイレに変わることにより、災害時に避難所等に持ち込まれる仮設トイレも変わるといった副次的効果も期待されています。

この趣旨を踏まえ、建設現場に快適トイレを設置する意向のある受注者の方は、快適トイレの設置について監督員へ協議をお願いします。

土木工事において、令和８年 10 月１日以降に協議して設置する快適トイレの費用（設計変更の見込金額）は、下記(2)により算出します。

（１）快適トイレとは

別紙に示す標準仕様のうち、①～⑪の機能・付属品の条件を満たすことを原則とします。なお、⑫～⑰の仕様・付属品の条件は、満たしていれば快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではありません。また、建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、国土交通省の通知（快適トイレの導入について）の別紙「快適トイレの導入に当たっての配慮事項について」を踏まえ、適切に配慮してください。

（２）設置に要する費用

✓設置に要する費用については、当初設計では計上しません。
✓受注者は、快適トイレの設置に当たっては、上記（１）の内容を満たすことを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、設置後の協議の際に見積書を提出するものとします。
✓費用については、従来品相当(10,000 円／基・月)を差し引いた額を、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とします。
✓設置基数は、現場ごとに必要性を協議のうえ、決定することとします。
✓ハウス型等の入口が別になっている場合に限り、入口別に 57,000 円／基・月上限まで計上可能とします。
✓積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、積上計上しません。（ただし、現場環境改善費(率)を計上しない工事は、上限額を超える費用の適用対象外です。）
✓快適トイレにエアコン等の空調設備を設置した際の追加料金は、別途、現場環境改善費の 「熱中症対策・防寒対策に関する費用」として設計変更の対象とすることができます。
✓運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとします。

【国交省公表資料抜粋】

〇快適トイレの標準仕様、トイレのタイプ　別紙

【参考 URL】（国土交通省 ホームページ）

〇「快適トイレ」の導入について　令和８年２月 27 日付国技建管第 10 号
〇「快適トイレ」の事例集
https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html

快適トイレの標準仕様イメージ

国土交通省

1. 快適トイレに求める機能

①洋式（洋風）便器
②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
③臭い逆流防止機能
④容易に開かない施錠機能
⑤照明設備
⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

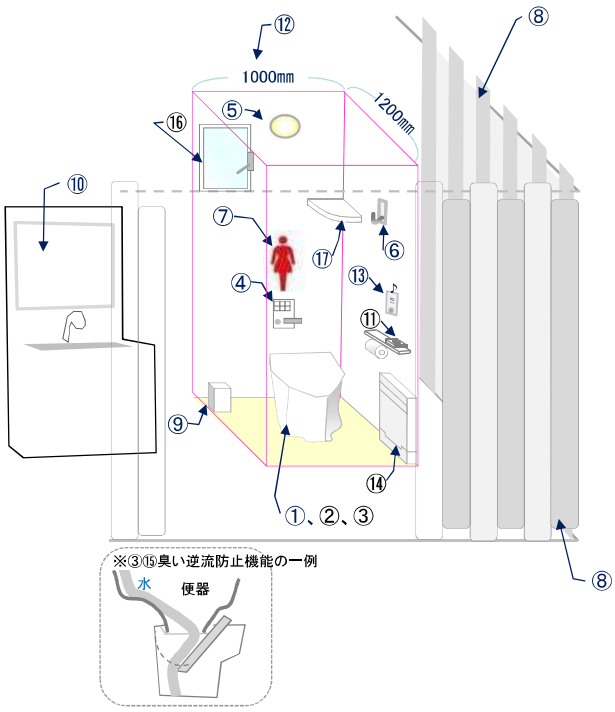
2. 付属品として備えるもの

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
⑩鏡と手洗器
⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

⑫便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
⑬擬音装置（機能を含む）
⑭着替え台
⑮臭気対策機能の多重化
⑯室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

＜イメージ図＞



トイレのタイプ

国土交通省

○ 快適トイレは以下の３タイプに分類され、周辺環境や現場条件等により適用されます。
①ハウス型　：室内空間が比較的広く、洗面台等が室内に完備されたタイプ。
②車載型　　：軽トラック等に積載した状態で使用可能で、現道工事等に適したタイプ。
③ボックス型：簡易トイレとして一般的なタイプで、敷地に余裕がない現場等に適したタイプ。

①ハウス型の事例





②車載型の事例





③ボックス型の事例




【国土交通省の通知別紙】

別紙

快適トイレの導入に当たっての配慮事項について

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（８）に配慮することとする。

（１）原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置する事を標準とする

（２）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

（３）設置位置

女性トイレと、男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

（４）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする

（５）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

（６）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

（７）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

（８）性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する